

全日本でんき屋ネットワーク協同組合定款

第1章 総 則

・〔目的〕

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上をはかることを目的とする。

・〔名称〕

第2条 本組合は、全日本でんき屋ネットワーク協同組合と称する。

・〔地区〕

第3条 本組合の地区は、全国の地域とする。

・〔事務所の所在地〕

第4条 本組合は、事務所を東京都板橋区に置く。

・〔公告の方法〕

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、解散に伴う債権者に対する公告その他必要があるときは、官報に掲載する。

・〔規約〕

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約に定める。

第2章 事 業

第7条 本組合は、組合の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う家電製品及びに OA 製品の共同購買
- (2) 組合員の販売した家電製品及びOA製品の修理延長保証サービスに関する支援事業
- (3) 組合員の利用するソフトウェアの提供およびサポートに関する事業
- (4) 組合員のためにする共同宣伝
- (5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (6) 組合員の福利厚生に関する事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

・[組合員の資格]

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 家庭用電化製品の販売及び修理又は電気工事及び電気通信工事を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業所を有すること。
- (3) インターネット及びメールができる環境であること。

・[加 入]

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2. 本組合に加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

・[加入者の出資払込み]

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の

全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りではない。

・〔相続加入〕

第 11 条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の 1 人が相続開始後 30 日以内に加入の申出をしたときは、前 2 条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

・〔自由脱退〕

第 12 条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

・〔除 名〕

第 13 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対して、その旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

・〔脱退者の持分の払いもどし〕

第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、

除名による場合は、その半額とする。

・〔使用料又は手数料〕

第 15 条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

・〔経費の賦課〕

第 16 条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

・〔出資口数の減少〕

第 17 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
 - (2) 事業の一部を廃止したとき
 - (3) その他特にやむをえない理由があるとき
2. 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
 3. 出資口数の減少については、第 14 条(脱退者の持分の払いもどし)の規定を準用する。

・〔届 出〕

第 18 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称(法人たる組合にあつては、名称及び代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本の額又は出資の総額が5000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超えたとき

・〔過怠金〕

第 19 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第 13 条第 2 号から第 4 号までに掲げる行為のあった組合員

(2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

・〔出資1口の金額〕

第 20 条 出資1口の金額は1万円とする。

・〔出資の払込み〕

第 21 条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

・〔延滞金〕

第 22 条 本組合は組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで 年利 14.6%の割合で延滞金を徴収することができる。

・〔持 分〕

第 23 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定にあたっては、100 円未満の、は数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

・〔役員の数〕

第 24 条 役員の数数は、次のとおりとする。

(1)理事 6人又は7人

(2)監事 1人又は2人

・〔役員の数期〕

第 25 条 役員の数期は、次のとおりとする。

(1)理事 2年又は数期中の第2回目の通常総会の数結時までの
いづれか短い数期。ただし就任後第2回目の通常総会の数結時
まで数期を伸長することを妨げない。

(2)監事 2年又は数期中の第2回目の通常総会の数結時までの
いづれか短い数期

2. 補欠(定員の数増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の数期は
現任者の残数数期とする。
3. 理事又は監事の数員が数期満了前に退任した場合において、新たに選出
された役員の数期は、第1項に規定する数期とする。
4. 数期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に
定めた理事又は監事の数数の下限の員数を欠くこととなった場合には、
新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

・〔員外役員〕

第 26 条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については
3人、監事については2人を超えることができない。

・〔理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任及び職務〕

第 27 条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事、1人を
常務理事とし、理事会において選任する。

- 2.理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

・〔監事の職務〕

第 28 条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事

及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

・〔役員_の忠実義務〕

第 29 条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

・〔役員_の選挙〕

第 30 条 役員は、総会において選挙する。

2. 役員_の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を決める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
4. 第2項の規定に関わらず、役員_の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
5. 指名推選の方法により役員_の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
6. 選考委員が被指名人を決定したときには、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

・〔役員_の報酬〕

第 31 条 役員に対する報酬は、理事長、理事、監事を区分して総会において定める。

・〔顧問〕

第 32 条 本組合に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

・〔参事及び会計主任〕

第 33 条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2. 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

・〔職 員〕

第 34 条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

・〔総会の招集〕

第 35 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも理事会の議決を経て、理事長が召集する。

・〔総会召集の手續〕

第 36 条 総会の招集は会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

2. 前項の書面をもってする総会召集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

3. 第1項の規定による書面をもってする総会召集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4. 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による書面をもってする総会召集通知に代えて、招集を電磁的方法により行うことができる。

5. 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において第2項中「総会召集通知の発出は」とあるのは「総会召集通知の電子メールによる発出は」と、同項中住所とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む)」と読み替えるものとする。

6. 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ)。

・〔臨時総会の招集請求〕

第 37 条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合員に提出するものとする。

2. 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

・〔書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使〕

第 38 条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人が代理することができる組合員の数は4とする。

3. 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて議決権を電磁的方法により行うことができる。

4. 代理人は代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

・〔総会の議事〕

第 39 条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

・〔総会の議長〕

第 40 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

・〔緊急議案〕

第 41 条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

・〔総会の議決事項〕

第 42 条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)借入金残高の最高限度
- (2)その他理事会において必要と認める事項

・〔総会の議事録〕

第 43 条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 組合員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数)

・〔理事会の招集〕

第 44 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、常務理事が、理事長、副理事長、専務理事、常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

3. 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して理事会を招集すべきことを請求することができる。

4. 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の召集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

・〔理事会招集の手続〕

第 45 条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意のあるときは、招集の手続を省略することができる。

2. 本組合は、希望する理事に対しては、前項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

3.前項の通知については総会招集の通知に準じるものとする。

・〔理事会の議事〕

第 46 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

・〔理事会の書面議決〕

第 47 条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

・〔理事会の議決事項〕

第 48 条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に提出する議案

(2)その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

・〔理事会の議長及び議事録〕

第 49 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2. 理事会の議事録については、第 43 条(総会の議事録)の規定を準用する。

この場合において、同条第 2 項第 5 号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

・〔委員会〕

第 50 条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

・〔事業年度〕

第 51 条 本組合の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終るものとする。

・〔法定利益準備金〕

第 52 条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第 54 条及び第 55 条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2. 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずさない。

・〔資本準備金〕

第 53 条 本組合は、減資差益(第 14 条ただし書きの規定によって払いもどしをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

・〔特別積立金〕

第 54 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2. 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

・〔法定繰越金〕

第 55 条 本組合は、第 7 条第 1 項第 3 号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

・〔配当又は繰越し〕

第 56 条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したのから、第 52 条の規定による法定利益準備金、第 54 条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

・〔配当の方法〕

第 57 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2. 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする
3. 配当金の計算については、第 23 条第 2 項(持分)の規定を準用する。

・〔損失金の処理〕

第 58 条 損失金のでん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

・〔職員退職給与の引当〕

第 59 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与引当金を引き当てるものとする。

第 8 章 賛助会員

・〔賛助会員〕

第 60 条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は本組合において法に定める組合員には該当しないものとする。
賛助会員について必要な事項は規約で定める。

賛助会員規約

第1条（目的）

この規約は定款第8章（賛助会員）に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格）

顧客管理システム「ホクホク」を利用中であり、かつ、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする事業者であること。

第3条（議決権）

賛助会員は本組合の総会における議決権を持たない。

第4条（入会）

本組合の賛助会員となるためには、別に定める会員入会申込を申請し本組合理事会の承認を受けなければならない。

第5条（入会金、会費）

本組合の賛助会員となるための入会金、会費は不要とする。

第6条（退会）

賛助会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を理事会に提出して任意に退会できる。

第7条（除名）

賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会はこれを除名することができる。

- 1) 本組合の定款、本規約に違反した場合
- 2) 第9条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、本組合の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

第8条（守秘義務）

本組合は賛助会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、賛助会員は本組合の許可を得ずに、会員として知り得た本組合の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第9条（禁止事項）

賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など本組合への虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは本組合の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為

第10条（反社会的勢力との一切の関係遮断）

賛助会員は、社会的秩序に悪影響を与える個人、団体等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないものとする。

第11条（規約の変更）

本規約を変更する必要があるときは、変更内容についてウェブサイト掲示等の方法で告知することにより、これを変更できるものとする。

第12条（その他）

本組合の責に帰さない活動において、賛助会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本組合はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本組合に損害を与えた場合、本組合は当該賛助会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

（附則）

- 1) 本規約は令和5年11月25日から施行する。